

【申告書の書き方】

申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号を記入して、押印してください。

令和2年中収入のあったかた

【所得金額】 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得金額等を記入してください。

【所得の分類とその計算方法】

各項目の説明をよく読んで、(計算例)を参考に所得金額を計算してください。

●事業所得 (営業等農)	自分で事業や農業を営んで得た所得で、 収入金額ー必要経費 により計算します。 注意 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。
-------------------------	--

●不動産所得	土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、 収入金額ー必要経費 により計算します。
---------------	--

●配当所得 (総合課税)	株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、 収益分配金=配当所得 となり、その他の所得は 収入金額ー株式などの元本を取得するために借入れた借入金の利息 により計算します。 注意 上場株式等の配当等(大口株主等が支払いを受けるものを除く)を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。
-------------------------	---

●給与所得	サラリーマンなどが得る給料、ボーナスによる所得です。 (表1参照)
--------------	-----------------------------------

(表1) 給与所得金額の計算

給与収入	給与所得
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入ー550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

給与収入	端数整理額	給与所得
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4,000円=A (ただし、Aは小数点以下切捨て)	端数整理額×60%+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	4,000円×A=端数整理額	端数整理額×70%ー80,000円
3,600,000円～6,599,999円		端数整理額×80%ー440,000円
6,600,000円～8,500,000円	8,500,000円超	収入金額×90%ー1,100,000円
		収入金額ー1,950,000円

・所得金額調整控除

下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合
 - 特別障害者
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
 - 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの
 所得金額調整控除額=給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)ー850万円) ×10%
- 給与所得金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金雑所得の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額=給与所得金額(10万円が限度額)+公的年金に係る雑所得の金額(10万円が限度額)ー10万円
 ※上記(1)の所得金額調整控除がある場合は、その控除後の給与所得の金額から控除します。

●雑所得	上記の事業所得から給与所得までに当てはまらない所得で、公的年金等は 収入金額ー公的年金等控除 により計算し、その他は 収入金額ー必要経費 により計算します。 注意 遺族年金・障害年金については、課税の対象となりません。 (表2参照)
-------------	--

(表2) 公的年金等にかかる雑所得金額の計算

年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額	年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
昭和31年1月1日以前生まれの人	1,300,000円以下	収入金額ー600,000円	昭和31年1月1日以前生まれの人	3,300,000円以下	収入金額ー1,100,000円
	1,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%ー275,000円		3,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%ー275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%ー685,000円		4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%ー685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%ー1,455,000円		7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%ー1,455,000円
	1,000万円超	収入金額ー1,955,000円		1,000万円超	収入金額ー1,955,000円

※小数点以下切捨て

※公的年金雑所得以外の所得が1,000万円超～2,000万円以下の場合…収入金額から差し引く控除額に100,000円を足す。
公的年金雑所得以外の所得が2,000万円を超える場合…収入金額から差し引く控除額に200,000円を足す。

●譲渡所得 (総合課税)	土地や建物以外の財産を売ったとき 収入金額ー取得費や譲渡経費ー50万円(特別控除) でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2が課税の対象となります。
-------------------------	---

●一時所得	懸賞金など継続性のない一時的な所得 収入金額ー収入を得るための費用ー50万円(特別控除) でその所得を計算し、更にその1/2が課税の対象となります。
--------------	--

●譲渡所得 (分離課税)	土地建物・株式等の譲渡所得については譲渡所得を他の所得と区別し、譲渡所得だけに特別の税率を適用して税額を計算する分離課税の方法により課税されます。(裏面表3参照)
-------------------------	---

令和3年度 市民税・府民税申告書

世帯番号 宛名番号 勤務地(名称、所在地)

住所

フリガナ 電話()

氏名 生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

個人番号

代理申告者 住所 フリガナ 氏名 本人との関係 電話番号()

提出年月日 年 月 日

受付印

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 収入金額等

2 所得金額

4 所得から差し引かれる金額

課税総所得金額 ⑫ー⑭ : : : : 0:0:0

所得がなかったかた

1.下記の者に扶養(援助)されていた。
住所 氏名 経歴

2.その他(具体的に)

雑損控除

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次の計算による金額。(限度額200万円)
1.(損失金額ー保険金などで補填される金額)ー(総所得金額等の合計額×10%)
2.災害関連支出の金額ー5万円

医療費控除
(※医療費控除の明細書が必要)

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、次の計算による金額。(限度額200万円)
(支払った医療費ー保険金などで補填される金額)ー(総所得金額等の合計額×5%、または10万円との少ない方の金額)
※「医療費控除の明細書」について
氏名・医療機関ごとに集計したものが「医療費控除の明細書」です。(ご自身で作成する必要があります)
医療保険者から交付を受けた※**医療費通知**を添付すると、医療費控除の明細書の記入を一部省略できます。
※「**医療費通知**」について
医療保険者が発行する以下の事項が記載された書類をいいます。
①被保険者氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた医療機関
⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

セルフメディケーション税制
(※医療費控除の明細書、健康診断・予防接種等の証明書が必要)

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象の医薬品の購入の対価を支払った場合、次の計算による金額。(限度額8万8000円)
支払ったセルフメディケーション税制対象の医薬品の総額ー1万2000円
※医療費控除との併用不可

社会保険料控除 (証明書類が必要)

小規模企業共済等掛金控除 (証明書類が必要)

生命保険料控除 (控除証明書が必要)

あなたや、あなたと生計を一にする親族を受取人とする一般生命保険料や介護医療保険、個人年金保険料の支払額から算出した控除額の合計額。

①新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険料)	②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険料)
保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円
	70,000円超
	35,000円

新契約分のみの生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額
旧契約分のみの生命保険料控除を適用：②に基づき算出した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額と②に基づき算出した控除額の合計額(上限28,000円)
一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険料ごとに控除額を計算し、全体の控除額の上限は70,000円

あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した、地震契約分と長期分の控除額の合計額。

地震保険支払額	地震保険料控除額	旧長期損害保険料支払額	地震保険料控除額
50,000円以下	支払額×1/2	5,000円以下	支払額の全額
50,000円超	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円

地震保険料・旧長期損害保険料両方の支払いがあった場合、控除額の上限は25,000円(同一契約の場合は一方のみ控除対象)

基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

勤労学生控除

	要件	控除額
勤労学生控除	勤労学生のうち合計所得金額が75万円以下かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。	26万円

障害者控除

	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	控除額
特別障害者 同居特別障害者 その他障害者	1級・2級	1級	A判定	30万円
				53万円
	3級以下	2級・3級	B判定	26万円

扶養控除(被扶養者の合計所得金額が48万円以下)

区分	年齢	控除額	
扶養控除	一般扶養	16歳以上19歳未満(平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ) 23歳以上70歳未満(昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ)	33万円
	特定扶養	19歳以上23歳未満(平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ)	45万円
	老人扶養	70歳以上(昭和26年1月1日以前に生まれたかた)	38万円
	同居老親扶養	老人扶養のうち、申告者が配偶者の直系尊属で同居している場合	45万円
16歳未満の扶養親族		16歳未満(平成17年1月2日以降に生まれたかた)	控除対象外

令和2年中無収入のかた

申告書右下の所得がなかったかたの欄に生活状況を記入してください。

令和3年度 市民税・府民税 の申告について

市民税・府民税の申告につきましては、毎年、市民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和3年度も申告していただく時期になりました。この申告は、あなたの市民税・府民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、同封の申告書を令和3年3月15日（申告期限）までに、必ず提出してください。

市民税・府民税は…賦課期日（令和3年1月1日）現在、居住していた市町村へ、令和2年中（令和2年1月1日から令和2年12月31日まで）に生じた所得を申告し、納税することになっています。

※令和3年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため、記入いただいた申告書類は、同封の返信用封筒でご返送いただきますようお願いいたします。

申告が必要かフローチャートで確認

はじまり

令和3年1月1日現在、貝塚市に居住していましたか？
いいえ → 令和3年1月1日現在居住していた市町村で申告に関する相談をしてください。恐れ入りますが、その際は当市へ居住地の報告をお願いします。

はい → 令和2年1月1日から令和2年12月31日までに収入がありましたか？
いいえ → 証明発行の資料となりますので、申告書の右下の「所得がなかったかたの欄」に生活状況等を記入して提出してください。

はい → 所得税の納付や、還付を受けるために「税務署に確定申告をしますか？」
はい → 市民税・府民税の申告は不要です。
※1

いいえ（但し、収入金額によっては、税務署へ確定申告する必要があります。）

◎給与所得者の場合
勤務先から貝塚市へ給与支払報告書が提出されていますか？
はい → 勤務先から提出の給与支払報告書を資料として課税するため、申告書を提出する必要はありません。
いいえ → ◎その他の所得者の場合

同封の『市民税・府民税申告書』で、申告する必要があります。

※1 平成23年分の確定申告より、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のかたは確定申告書の提出が不要になりました。ただし、確定申告書の提出は不要でも、市・府民税の申告は必要となる場合があります。

申告期限 令和3年3月15日(月)

◎この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要がありません。

令和3年度 主な改正点

ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正

・婚姻歴や性別にかかわらず、生計をひととする子（合計所得金額が48万円以下）を扶養しているひとり親の場合、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されるようになりました（合計所得金額500万円以下に限る）。これに伴い寡夫控除が廃止されました。また、子以外の扶養親族を持つ寡婦について、所得制限（合計所得金額500万円以下）が設けられました。

給与所得控除・公的年金等所得控除・基礎控除の見直し

- 給与所得控除、公的年金等所得控除が一律10万円引き下げとなります。
※「所得金額調整控除」の創設に伴い、条件に応じて給与所得から調整されます。
- 基礎控除が右表のとおりになります。
- 給与所得控除の適用上限額が、給与収入1,000万円から850万円に引き下げとなります。
- その他給与所得控除等の見直しに伴う改正（下表参照）

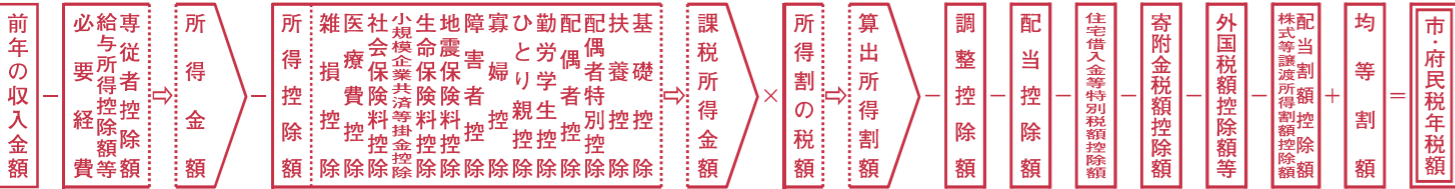
所得要件等	合計所得金額	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の所得要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除の所得要件	75万円以下	65万円以下
障害者・未成年者・寡婦及びひとり親に対する非課税措置の所得要件	135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の所得要件	35万円×(扶養人数+1)+31万円※単身者の場合、45万円	35万円×(扶養人数+1)+21万円※単身者の場合、35万円
所得割の非課税限度額の所得要件	35万円×(扶養人数+1)+42万円※単身者の場合、45万円	35万円×(扶養人数+1)+32万円※単身者の場合、35万円

※1 令和3年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため、収入金額が65万円から55万円となります。

お問い合わせおよび申告書提出先
〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 課税課 市民税担当 電話 072-433-7250(直通)

申告書の書き方へ

【市・府民税額の計算方法】



所得割の税率（総合分）

課税総所得金額	市民税	府民税
	税率	税率
一律	6%	4%

均等割の税率（年額）

市民税	3,500円	府民税	1,800円
-----	--------	-----	--------

※平成26年度から10年間、復興特別税としてそれぞれ500円が加算されています。また、平成28年度から8年間、森林環境税として府民税300円が加算されています。

調整控除

1.市・府民税の課税所得金額が200万円以下の人

①と②のいずれか小さい額の5%

①人的控除額の差の合計額 ②市・府民税の課税所得金額

2.市・府民税の課税所得金額が200万円を超える人

人的控除額の差の合計額－(市・府民税の課税所得金額－200万円)の5%
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。

※令和3年度より合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の対象外となります。

所得控除の種類		所得税控除額	市・府民税控除額	人的控除差	
障害者控除	普通障害	27万円	26万円	1万円	
	特別障害	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害	75万円	53万円	22万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父	35万円	30万円	1万円	
	母	35万円	30万円	5万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	所得900万円以下	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
		老人配偶者	48万円	38万円	10万円
	所得900万円超950万円以下	一般配偶者	26万円	22万円	4万円
		老人配偶者	32万円	26万円	6万円
所得950万円超1,000万円以下	一般配偶者	13万円	11万円	2万円	
	老人配偶者	16万円	13万円	3万円	
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円	
	特定扶養	63万円	45万円	18万円	
	老人扶養	48万円	38万円	10万円	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	
基礎控除		48万円	43万円	5万円	
配偶者特別控除	納税義務者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	所得税控除額	市・府民税控除額	人的控除差
	900万円以下		38万円	33万円	5万円
	900万円超950万円以下	48万円超50万円未満	26万円	22万円	4万円
	950万円超1,000万円以下		13万円	11万円	2万円
	900万円以下		38万円	33万円	3万円
900万円超950万円以下	50万円以上55万円未満	26万円	22万円	2万円	
950万円超1,000万円以下		13万円	11万円	1万円	

(表3) 所得割の税率（分離分）

区分	市民税	府民税		
課税短期譲渡所得金額	一般分	5.4%	3.6%	
	軽減分	3.0%	2.0%	
課税長期譲渡所得金額	一般分	3.0%	2.0%	
	特定分	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円を超える	3.0%	2.0%
	軽減分	6,000万円以下	2.4%	1.6%
6,000万円を超える		3.0%	2.0%	
株式等に係る課税譲渡所得金額	一般株式等	3.0%	2.0%	
	上場株式等	3.0%	2.0%	
上場株式等の配当等	3.0%	2.0%		
先物取引	3.0%	2.0%		

○市民税・府民税が非課税となるかた

次に該当するかたは、市民税・府民税が非課税となります。

- 令和3年1月1日の時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた。
- 令和3年1月1日の時点で障害者・未成年・寡婦（ひとり親）で、前年の合計所得金額が135万円以下のかた。
・扶養親族がいない場合：450,000円
- 前年の合計所得金額が、次の金額以下のかた
・扶養親族がいない場合：450,000円
・扶養親族がいる場合：350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+310,000円

○市民税・府民税の所得割が非課税となるかた

次に該当するかたは、市民税・府民税の所得割が非課税となります。

- 所得控除、税額控除により所得割額が算出されないかた
- 前年の合計所得金額が、次の金額以下のかた
・扶養親族がいない場合：450,000円
・扶養親族がいる場合：350,000円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+420,000円

●寄附金税額控除

〔寄附金の金額、または総所得金額等の30%のいずれか低い金額－2,000円〕×10%（市民税6%、府民税4%）
※住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、都道府県・市区町村、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

◇特例控除額（ふるさと納税）

都道府県・市区町村に対する寄附の場合は、2,000円を超える部分について、上記控除額に特別控除額が加算されます。
※市・府民税所得割の2割を限度とします。

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住開始する場合の市・府民税の控除限度額は、「所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）」となります。
※消費税率が8%または10%で住宅取引した場合であり、それ以外の場合の控除限度額は「所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）」となります。
消費税率が10%で住宅取引した場合で、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、適用年数が10年から13年へ延長されます。
※新型コロナウイルス感染症等の影響によって、その住宅への入居が入居期限要件を満たさなかった場合でも、一定の要件を満たすときは、控除の適用を受けることができます。

○事業税に関する事項

事業を営んでいるかたで該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。なお、次のアカイに該当するかたは、「非課税所得など」の欄に該当する番号と所得金額を記入してください。また、他都道府県に事務所または事業所がある場合には「他都道府県の事務所等」欄の□にチェックしてください。
ア 複数の事業を兼業しているかたで、そのうち次の事業より生ずる所得がある場合
1 畜産業(農業に付随して行うものを除きます) 3 薪炭製造業
2 水産業(小規模な水産動物の採捕の事業を除きます) 4 あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失したかた、または両眼の視力0.06以下のかたが行うものを除きます) 5 装蹄師業
イ 次の所得(非課税所得)がある場合
6 林業 7 鉱物掘採事業 8 社会保険診療報酬等
9 外国での事業(外国に有する事務所等で生じた所得)
10 地方税法第72条の2に定める個人が行う事業(物品販売業等)に該当しないもの

くわしくは、府税事務所におたずねください。
泉南府税事務所 TEL 072-439-3601